

代 表 者

## 研 修 報 告 書

平成 30 年 4 月 6 日

各 会 派 代 表 者 殿

呉市議会議員 谷 本 誠 一

次のとおり研修に参加したので報告します。

### 1. 研修期日

平成 30 年 3 月 25 日 (日)

### 2. 研修項目

『檻の中のライオン』はんどう先生のやさしい憲法のお話@広島市

演題＝憲法，イチから学びなおすなら，今しかない！

### 3. 参加議員

谷本誠一議員

# 研修報告書

平成30年4月6日

会派代表者殿

呉市議会議員 谷本誠一

次のとおり研修に参加したので報告します。

## ■研修項目

『檻の中のライオン』はんどろ先生のやさしい憲法のお話@広島市  
演題=憲法、イチから学びなおすなら、今しかない！

## ■研修団体及び講師名

ひろしま市民法律事務所 所長・弁護士 椋大樹

## ■研修日

平成30年3月25日(日) 午前10時～午後2時

## ■研修目的

憲法の内容や、護憲・改憲に当たっての考え方を学ぶ。

## ■研修内容

講師は、国家権力を「ライオン」、憲法を「檻」に例えて、全国を講演で飛び回っておられます。この例えが子どもにも解り易いとして、小中学校で教えることもあり、この内容が公民の資料として、学校授業の副教材としても採用されました。

第一に学んだことは、憲法の全体像です。

相撲をとる際、左の力士と右の力士がぶつかりますが、それには土俵という、両者に共通の前提があります。この中で戦わねばなりません。この土俵のことを「憲法」といいます。つまり、左翼も右翼も憲法を守ることは当然ということになります。

では、憲法を守るのは国民でしょうか？そうではありません。憲法第99条には、「公務員は、憲法を尊重し擁護する義務を負う。」とありますから、これは国家権力を初めとする公務員だということです。権力というライオンは暴走したら止められないので、それをさせないために、憲法という「檻」に入れておく必要があるのです。逆に国民は、その檻が腐ったりした場合、修理する義務を負っています。

次に、ここが最重要と思いますが、憲法で尊重されている人権は誰から付与されたかということです。回答は、生まれながらにして天から賦与されているもので、これを「自然権」または「天賦人権」と呼んでいます。このルーツは哲学者であるロックやルソーだそうです。このことは、第11条「基本的人権は、永久の権利として国民に与えられる。」、第97条「基本的人権は、国民に対し、永久の権利として信託された」と明記されています。

このような観点に立脚して、平成24年に公表された自民党憲法草案を見ますと、第11条は「権利である」と記述され、第97条は削除されており、天賦人権の考え方が反映されていないことに気付かされます。

また現行憲法第13条には、「国民は個人として尊重される。国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、最大の尊重を必要とする」とあり、これは個人のための国家であって、国家のための個人ではないことを意味しています。これを「個人主義」をいい、逆を大日本帝国憲法に代表される「全体主義」といいます。

国民は国家に政治を任せるための社会契約を結びますが、その国家が暴走しないよう歯止めをかけるのが憲法の存在意義という訳です。即ち憲法とは、政府と国民との契約ということになります。

ということは憲法は国家や公務員が守るものであって、国民が守るものではありません。強大な権力であるライオンを、暴れないように檻に閉じ込めておくのが憲法の役割なのです。閉じ込めることを「立憲主義」、そしてこの檻を作るのは正に国民です。これを「国民主権」といいます。大日本帝国憲法は政府が作ったので、これは「天皇主権」です。当時は憲法に基づき治安維持法が制定され、軍事が正義で、国のために命を落とすのも正義でした。

その国民が作った檻の中で法律を国会が作ります。従いまして、今度は国民が法律を守

らねばならないのです。逆に憲法違反の法律は守らなくていいことになります。第98条には、「憲法、即ち国の最高条規に反する法律等は其の効力を有しない」と記述されているからです。となりますと、人権を侵す法律は憲法違反となる訳です。

ということで国民主権とは、国民が憲法を作り、その檻の中で国家が政治を行い、その法律というルールを守って国民が幸福を追求するということです。ここで憲法を国民が作ることの根拠は、第96条「各議院の2/3以上の賛成で国会が発議し、国民に提案して承認を経なければならない」にあります。更に第15条では、「公務員を選定し罷免することは、国民固有の権利」とされ、ここでも国民に主権があることが解ります。

ところが近年、凶暴なライオンが檻から出かかっています。つまり国家の機関である内閣が憲法違反しているのではないか、との疑念があるのです。

例えば第53条に、「いずれかの議院の総議員の1/4以上の要求があれば、内閣は招集を決定しなければならない」とされています。平成27年9月に安全保障法が制定された際、野党が臨時国会を召集したにも関わらず、安倍内閣は招集しないまま、翌年1月の通常国会を迎えたことがそれです。また平成29年6月に共謀罪（テロ等準備罪）法案が成立した時は、すぐに野党が臨時国会招集を要求しました。首相は3ヶ月後ようやく国会を召集したものの、初日に冒頭解散して審議をさせなかったことは記憶に新しいと思います。この時安倍首相が、第69条の衆院解散権を行使したことも憲法違反に当たると指摘しました。

また、ライオンが暴走しないように、第89条には「公金その他の公の財産は、慈善、教育、博愛の事業に対し、支出してはならない」とブレーキをかけています。このことで森友学園の大幅値引きは問題あり、と解説されました。

第90条には、「国の決算は、会計検査院が検査し、内閣はその検査報告を国会に提出しなければならない」とされています。森友学園の値引きに関する資料を改ざんした上で、会計検査院に政府が提出したのは、これに違反すると喝破されました。

そして第62条では、「両議院は国政に関する調査を行い、証人の頭、証言、記録の提出を求めることができる。」と国政調査権を認めています。これが昨年4月に行われた籠池泰典当時森友学園理事長や、本日行われる佐川宣寿元理財局長への証人喚問です。

第二は、檻で何を守るかがテーマでした。

何と言ってもその代表格は、第9条で謳う平和主義です。第1項で、「日本国民は、武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあり、第2項では、「陸海空軍その他の戦力は、保持しない。国の交戦権は認めない。」と記述されています。今、この縛りを解こうとする改憲論議が一部政党でなされています。

昭和29年に自衛隊が組織されたのは、国を守るために必要最低限の自衛力までも憲法は否定していないとの解釈をしたからです。これを「個別的自衛権」といいます。転じて、同盟国が戦争に巻き込まれた際は自衛隊を出動させない、即ち「集団的自衛権」は憲法上認められないと、政府は解釈して来たのです。

ところが、安倍政権は、従来の憲法解釈を自ら変更し、集団的自衛権を可能にする安全保障法制を確立したのです。これは自民党お抱え弁護士を含め、法曹界の殆どが憲法違反であると痛烈に批判しました。となりますと、集団的自衛権が認められた現在の自衛隊は、憲法違反となり、檻から出てしまったと言えるでしょう。

この時、法の解釈専門機関である内閣法制局長官をすげ替えたのが安倍首相でした。集団的自衛権を是とする、首相のイエスマンだった小松一郎氏を、平成23年にフランス大使館から急遽呼び寄せ長官に任命したのです。

この時政府の提案説明では、集団的自衛権の行使は限定的としました。では限定的とはどういうことなのか？政府、即ちライオンが総合的に判断するとしたのです。つまりライオンが檻を破るも、檻を脱出して暴れるのもライオンの判断次第ということになります。これでは既に檻は破られているのも同然で、第9条は死文化していると主張されました。

ところで最近、前川喜平元文科大臣による中学校授業を文科省が検閲しました。これには2名の自民党代議士が文科省に圧力をかけたことを認めました。

では「基本的人権」とはどのようなものでしょうか？これは「自由権」とも呼ばれ、人間らしい価値観に従って自由に生きることができ、権力には侵されないとしています。

例えば第21条では「表現の自由」が保障されています。同条第1項は、転じて「知る権利」を保障したものと解されています。ここから転じて、放送法の「報道の公平性」規定を廃止しようとの動きが出て来ました。

特定機密保護法は、国民の知る権利に反し、ライオンの姿を一部隠そうと檻にカーテンを引いたことに比喩されました。

また自民党政改憲草案では、第21条第1項で表現の自由を保障するとしながらも、第2項では、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動や結社は認められない。」としています。ということは、国が表現の自由を侵していることになるかと豪語されました。

同時に、現行憲法第13条で謳っている「個人の尊重」を侵しており、「言論の自由」を否定するものであるとの升永英俊弁護士の訴えを紹介されました。

さて、「思想・良心の自由」を定めた第19条は、世界でも珍しい条項だそうです。これは戦前、治安維持法により思想犯が罰せられた教訓だといいます。

更に第18条には、「何人も、奴隷的拘束を受けない。犯罪による処罰を除いては、意に反する苦役に服せさせられない。」とあり、一部タカ派の論調である徴兵制は採用できないこととなります。この「人身の自由」を規定した条項として、31条から39条まで多々あるそうです。

そして基本的人権の内「社会権」と呼ばれるものがあります。第25条には生活保護制度の根拠となっている「生存権」、第26条第1項の「教育を受ける権利」、第27条の「勤労の権利」がそれです。加えて第28条では、勤労者の団結権、団体交渉権、団体行動権という「労働基本権」を保障しています。

そして小学校の社会科教科書には、政府が基本的人権を尊重したり、私達国民がが憲法を守ると受け取れる表現の記述があり、これは正確には間違っていると指摘されました。

第三のテーマは、檻が壊されないためにはどうすればいいのか、ということです。

ライオンを監視するために「弁護士制度」を認めており、第34条と第37条に「弁護士」という語句が登場します。国家機関ではない具体的職業が登場するのは、この「弁護士」だけだそうです。

その他ライオンのブレーキ役としては、第41条に「立法」、第65条に「行政」、第76条に「司法」が位置付けられており、これはライオンの権力集中を防ぎ、権力を濫用されないようにする仕組みです。これを「三権分立」と呼びますが、機能仕切れていない現状があるようです。

第96条での憲法改正発議が、各議院の議員総数の2/3以上というのは、過半数を制した与党だけの力では安易に改正できないようにしているのです。これを「硬性憲法」というそうです。

また、第81条にある裁判所による違憲審査制は、アメリカ型の付随的意見審査制となっており、ライオンに噛み付かれた際に人権を守るために訴えられるようになっていきます。但しドイツ型の抽象的違憲審査制ではないため、例えば集団的自衛権を認めた安保法制が違憲だと訴訟を起こしても、これにより自身が不利益を被っていないと判断されれば、裁判所が受理しないことがあり得るのです。つまり、「自衛官が戦場に駆り出されて負傷したことは、違憲の安保法制によるものである」としなければ、訴訟にならない訳です。

それら裁判官を任命するのは第79条で内閣としており、これは問題ではないかと、疑問を呈せられました。実際第2次安倍内閣以降、最高裁の長官を含めた判事15名中、14名が集団的自衛権の憲法解釈が問題となる中で任命されています。加えて1名は加計学園の役員に就いていたのです。これでは公正な審理ができるのか、不安になってしまいます。

そこで第79条第2項で、「衆院選挙の際、国民の審査に付し、」とされているのです。国民が監視することは、第12条の「自由及び権利は、国民の不断の努力によって保持しなければならない。」に繋がるのです。

最後に「檻から出たがるライオン」として、応用編です。

安倍首相の意向を受け、現在自民党が集約しようとしている自衛隊違憲論を払拭するための自衛隊条項加憲についてです。新たに第9条の2を追加するとしています。その第1項は、「自衛の措置を妨げず、法律の定めるところにより、自衛隊を保持する」と記述されており、第2項で、「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認、その他の統制に服する。」とあります。法律を数の力で成立させた場合、ライオンが一人歩きしないのか、戦争に走らない保障はないのではないかと、疑問を呈されました。

そして、自民党案の肝いりである「緊急事態条項」。法律の定めるところにより私権制限できるようにすれば、ライオンが檻から飛び出してしまうことになりかねない、と警鐘を鳴らされました。

この様に法律の定めるところによれば、檻の改修はライオン自身に任せてくれということになります。ということは、憲法はライオンという権力を縛る檻であるはずなのに、自民党案は国民を縛る憲法を作ろうとしていると読み解かれました。確かに、安倍首相の発言にもそのような意図が読み取れます。

更に自民党は、教育の無償化を憲法に書き込もうとしています。これこそ法律で別途定めればよいのではないかと、意見具申されました。国民投票を含めた憲法改正の手続きには、852億円もの血税を投じざるを得ず、そのような大金こそ無償化の財源にしたらいのではないかと、と皮肉られました。

## ■ 質疑応答

- ①憲法に納税、勤労、教育と3つの義務を国民に課しているが、国家権力を規制するのが憲法であるから、これは削除すべきではないか？（某聴講者）
- 【答弁】  
教育を受けさせる義務は、親に向けられたものであるから別格扱いでよいかも知れないが、確かに国民への義務は持論から言えば矛盾することになると思う。
- ②国民が権利ばかり主張するようになるので、それはそれで問題ではないか？（谷本）
- 【質問】  
国民への義務は法律で定めればよいと思う。（某聴講者）
- 【答弁】  
その通りかも知れない。
- 【質問】  
憲法に書かれていないから、立法化する必要もないとの意見も出て来かねない。そうなると、権力ばかりが縛られ、国民が縛られなくなる恐れがあり、均衡が取れないのではないか？（谷本）
- 【意見】  
それは自民党などによる国家権力側に立脚した考えである。（某聴講者）
- ③砂川訴訟においては、当時マッカーサー（2世）大使を通じて、最高裁裁判長や外務大臣に圧力がかかり、公正な判決とは言えなかった。これは憲法や三権分立が機能していないのではないか？（谷本）
- 【答弁】  
そう思う。詳細は拙著「檻の中のライオン」に書いているのでお読み頂きたい。
- ④現在の議院内閣制は、立法府の国会議員の一部が行政府たる内閣を構成しているため、三権分立と言えないのではないか？
- 【答弁】  
大統領制のように明確に三権分立しているのとは違っている。だから憲法で国家権力を抑制するという考え方が重要となる。（谷本）

## ■ 呉市での展開の可能性

- ①憲法をまともに学習したことは、なかったと思う。学校でもその考え方について教えていない。改めて、国家の体系を論じる上で、大変よき勉強となった。
- ②呉市の施策をチェックしたり、政策提言を行うに当たって、憲法の根幹に基づき、行っていきたい。
- ③棟理論が正しいと仮定すると、義務を行わず権利ばかり主張する国民を多く輩出することとなり、国家の統制が取れなくなると思った。
- ④義務と権利は「give and take」とも同様、一体のものであって、権利ばかり書き込む憲法改正は危険だと思う。  
現憲法は、義務と権利が別立てとなっているので、これを一本化する記述に書き換えるべきと改めて痛感させられた。
- ⑤現政権が憲法改正を実現しようとし、各政党も議論を深めようとする中、自身の憲法観を形成する上で、原点となり得る収穫があった。